

# 令和3年第7回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和3年7月21日（水） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	豊増	文夫	2番	坂元	兼一
3番	山内	美千代	4番	前野	浩司
5番	田畑	和成	6番	赤崎	敬一郎
7番	小西	義彦	8番	南原	奈美子
9番	吉留	義晃	10番	池山	準一

出席推進委員（23名）

11番	下市	博彰	12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭
			15番	久保	齒貴政	16番	轆轤	直樹
17番	内村	正二	18番	三腰	修一			
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	満園	和徳	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番	山口	治幸	31番	下境田	公治
32番	楠元	伸一	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一
35番	小坂	和良						

職員（6名）

事務局長	出水	隆
局長補佐兼農地係長	松山	明浩
農地係主幹	山下	順子
農地係主事	上西	雅人
農政課農業振興係主事	永江	優理
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員（一名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（6件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（5件）
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（6件）
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について（28件）
- (6) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和3年第7回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 本日は、全員の出席で定足数に達しており、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、14番山崎委員、19番竹井委員から、欠席の申し出があり、23名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 議事録署名者は、9番吉留義晃委員、1番豊増文夫委員をお願いいたします。  次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  無いようですので、会務報告を終わります。  それでは、1ページ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1番から2ページ7-6番までを議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 (1ページ7-1番から2ページ7-6番について説明)
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7-1番をお願いします。
15番委員	7-1の補説明をします。 渡人と受人は親子関係にあります。申請理由は、労力不足と規模拡大ということでお互いに連絡を取って確認が取れています。今回親子間で10年の賃借の設定をされるということで合意されています。圃場につきましては、境界、用排水路、進入路ともにきれいに管理されている田んぼでした。
議長	7-2番、3番については、竹井委員が欠席ですので事務局で説明をお願いします。
事務局	竹井委員に代わりまして、7-1と2を一括して説明します 農地の所有者である■■■さんと■■■さんは■■■です。

今回購入される農地は、空き家付随の農地ということで、畑は、空き家の方から進入されるということでありました。境界等も問題ないということでした。

議長 7-4 番お願いします。

17番委員 [ ] さんの実家の土地でありまして、[ ] であります。受人の [ ] さんが周辺の土地を購入され農地として耕作されています。規模拡大として、この土地を購入されるということです。

議長 7-5 番, 6 番お願いします。

29番委員 7-5 について説明します。  
[ ] さんと [ ] さんは [ ] です。現在は、[ ] さんが管理をされているのですが、高齢でぼちぼち娘たちに渡そうという考えがあるようです。名義は [ ] さんの名義となっているのですが、これを [ ] に譲るということで贈与が決定したようです。現在の田畑については、[ ] さんの [ ] が管理されていますので特に問題はないようです。

続きまして7-6 について説明します。

17 筆あるのですが、地目は田、畑となっています。字梶原については、田んぼとして耕作されていました。非常に小さな面積ですが、分筆されているだけでほぼ一枚の田でありました。[ ] さんと [ ] さんは [ ] ですので、管理自体は [ ] さんがされているのですが、植えつけ等は [ ] さんがされているようでした。来年以降になると [ ] さんが畑を借りられて、最終的には管理をされていくとのことでした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。  
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1番から6番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、7-1番から6番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、3ページ 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条許可申請について」説明  
(3ページ 7-1番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。  
7-1番お願いします。

17番委員 7-1について竹井委員に代わり説明します。  
後程の審議に出てきますが、■■■■さんが家を造ろうとして、今回調査測量したところ、以前増築をした際に、1メートルほど隣接の畑に入り込んでいるということが分かったことから、今回の申請に至ったとのこと。申請と合わせて始末書が提出されています。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

6番委員 お尋ねしたいのですが、資金を銀行とかどこかお金を借りられた場合、宅地になっていないと借入できないと思うのですが、自己資金であればできると思うのですが。借りたりすれば、担保が設定されるのではないかと思うので、宅地になっていなくてもできたのでしょうか。

17番委員 資金については、自己資金とのこと。宅地内のつもりで増築されたようで、始末書の提出もされています。

議長 他にありませんか。  
  
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について、賛成の方は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番については、許可することに決定いたしました。  
  
次に、4ページ議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番を議題といたします。  
  
事務局の議案説明をお願いします。



事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明  
(4ページ 7-1番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。  
7-1番をお願いします。

12番委員 7-1について説明します。  
申請地は[ ]にありました病院に隣接していた薬局の敷地あとであります。南側と東側に隣接している民地とはブロックで区切られていまして境界については何ら問題がありません。また、住宅建設後の排水については合併浄化槽等を設置される予定であるため特に留意するようなことはありません。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

8番委員 説明の中で、薬局の跡地ということでありましたが、薬局があった時点では宅地であったということでしょうか。そのあと農地に戻されたということでしょうか。

事務局 経緯について説明します。  
以前転用許可を取られて、薬局を建築されました。その後取り壊されていますが、当時、地目を変更されずに現在に至っていたようです。  
地目変更されていなかったためか、農地法3条許可申請により父親から娘さんへの贈与されたようです。その時どのような状況であったのか、分からないのですが、農地を農地として利用するということで許可されているようです。これらの経緯から今回、農地とみなして5条許可申請により対応させていただいた次第です。

議長 他にないですか。よろしいですか。  
それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)  
  
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番については、許可することに決定いたしました。  
  
次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明  
(4ページ 7-2番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

17番委員 ■さんの土地は、自宅の前の方の畑を■さんが宅地として利用したいということで申請を出されました。一部は、農業用倉庫として建物が建っていました。隣接地は、入り口が別になっていて問題ないと思われま

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番については、許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明  
(4ページ 7-3番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

13番委員 7-3について説明します。  
30ページを見ていただきたいと思います。  
南側東側は畑です。北側と西側は竹山です。だいたい北側西側には竹が入ってきていますけれども、西側には里道があります。現地は、測量して杭を打ってあり境界等もはっきりしていて特に問題はないと思われま

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番を議題といたします。

なお、6ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明  
(7-4番について説明)  
(関連部分の6ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

12番委員 7-4について説明します。  
申請地は、XXXXXXXXXXの町境にあります。周囲はほとんど宅地化されていまして、現地については、地籍測量の成果に基づいて、木杭で復元されていまして、従いまして、境界については問題ないようです。また、排水についても合併浄化槽を設置され、排水先は、町道付随の側溝になるようです。特に問題になることはないようです。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振除外を承認することを決定いたします。

なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、5ページ 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番を議題といたします。

なお、6ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

(5ページ 7-5番について説明)

(関連部分の6ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番説明)

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

12番委員

説明いたします。先ほど説明した7-4と同じ土地内にある農地であります。図面の31, 32ページを見ていただければ、よくわかりますが、7-5については690平米ということで少し一般住宅としては面積が広いようですが、一部宅地化できないような高土手が含まれています。現地は、7-4で説明したように、地籍調査の成果測量により木杭で境界を復元されていた。7-5の宅地として利用できない部分については、譲り受



け人も同意をしていること、また住宅建設後の課税についても納得されているということから止む得ないと思われます。また通路も7-5の「2142-8」に通じるための設置ということで、通路の部分は、渡し人と譲り受け人の持ち分で登記をされる予定であるとお聞きしました。また、住宅を建設した後の排水については、合併浄化槽を利用し、排出先は、先ほど7-4で説明したとおり、町道付随の側溝に排水するという計画であるとのことです。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

8 番委員 水道の敷設とか合併浄化槽など言われましたけど、32 ページの左の方公道に排水路とか水道を設置されるのでしょうか。それとも、今度新たに造られる進入路に設置されるのでしょうか。

事務局 今度新設される進入路に設置されると聞いています。

議長 よろしいですか。他にありませんか

それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することを決定いたします。

なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の7ページ3番から5番、8ページ6番について、ご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の7ページ3番から5番，8ページ6番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いします。

30番委員 議案第4号の3番から6番について説明します。  
現在， さんは，ここを借りられて，飼料作をされています。今回畜産基盤整備事業で整備をされて，この後も飼料をつくられるということでした。進入路等は現在使用されていますので何ら問題ありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の3番から6番は，農振地域への編入を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の3番から6番は，農振地域への編入を承認することを決定いたします。

次に，議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。

11ページ7-1番から13ページ7-5番までを審議いたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の11ページ7-1番から13ページ7-5番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか，それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転7-1番から5番については，妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転7-1番から5番については，妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員に関わる議事参与制限の案件が1件、推進委員に関わる案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず、18ページ、7－8番を審議いたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の18ページ、7－8番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定7－8番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定7－8番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、21ページ 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定7－13番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の21ページ、7－13番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7－13番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定7-13番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の15ページから26ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の15ページから26ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「その他」を議題といたします。委員の皆様から議案はありませんか。

4番委員

公社の理事長が変わっているかと思いますが、今までの分については変えなくて良いのでしょうか。

事務局

公社の理事長の変更については、通知がありました。その際、これまでの分については旧理事長名のままでも差し支えないということでありました。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？



事務局

(事務局より連絡事項あり)

- ・遊休農地調査（非農地調査）の調査内容見直しについて
- ・8/31 県農業委員会大会について
- ・ポロシャツの注文について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和3年第7回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼  
この後、班別会議を開催して頂きますのでよろしくお願いいたします。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

---

委 員

---

委 員

---